



別紙様式第2号（第3関係）

令和3年3月31日

奈良市議会議長 三浦 敏次 様

回答者 奈良市教育長 北谷 雅人



文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく三橋和史議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	<p>市政運営について</p> <p>1、政教分離について</p> <p>(8) 政教分離原則について職員（市長等の特別職を含む。）の理解を促進し、これに違反しないようするために実施している措置の内容</p>
回答内容	<p>1、政教分離について</p> <p>(8) 職員の法的知識・意識を培うことを目的として、市長部局と連携し、庁内ネットワークを利用した職員への周知・啓発を図っておりますが、その中で政教分離も取り上げています。</p> <p>令和2年度においては、市長部局が管理職を対象に実施した法務研修に参加し、政教分離原則に関連して「那霸市における都市公園敷地内への孔子廟の設置許可」が事例演習のテーマとして取り扱われ、その許認可並びに使用料の必要性について他の受講者とともに議論を行いました。</p> <p>また、具体的な政教分離に関する問題が生じたときには、コメントカード等を用いて自ら考察するとともに、その理解が正しいものなのか、庁内弁護士に伺う等して、慎重に対応しています。</p> <p>今後も、市長部局と連携し、研鑽を積んでまいります。</p>

（担当部局：教育部 教育総務課）

受理日 令和3年3月31日

